

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

赤字が改定点

1、濃厚接触者の特定方針の改定と待機期間の短縮の反映（プロトコル 1）

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
1	プロトコル 1（感染予防と、感染への対処） 15. 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準 (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 3 日前以降の接触を確認する ・複数人で 1 時間以上の会食については、5 日前以降を確認する (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、 - 通訳とその担当選手 - 寮で同室 (3) マスクなしで、2 メートル以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者 (4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者 - 陽性となった者が、マスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2 メートル以内にいた者。ただしパーティション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい (5) マッサージ等の施術を行った者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合 - 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった - 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった - 施術した者が、施術ごとにタオル交換を行っていなかった - 施術した者が、器具消毒を行っていなかった - こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった (6) 陽性となった者が発症日の 5 日前以降に複数人で食事をしていた場	プロトコル 1（感染予防と、感染への対処） 15. 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準 (1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 3 日前以降の接触を確認する (2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、 - 通訳とその担当選手 - 寮で同室 (3) マスクなしで、2 メートル以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者 (4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者 - 陽性となった者が、マスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2 メートル以内にいた者。ただしパーティション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい (5) マッサージ等の施術を行った者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合 - 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった - 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった - 施術した者が、施術ごとにタオル交換を行っていなかった - 施術した者が、器具消毒を行っていなかった - こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった (6) 陽性となった者が発症日の 3 日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触	- 令和 4 年 3 月 16 日付厚労省通達により事業活動において接触した場合、感染リスクの高い行動を伴わない限りは、保健所で濃厚接触者の指定対象外とできる改定がなされた - WE リーグはこれまで保健所による濃厚接触者の特定がない場合も「暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準」ならびに「陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合」の基準にて自主的な対応を行ってきた 「暫定的な濃厚接

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
	合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触 疑い者とみなす。ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃 厚接触疑い者から外してよい • お互いの距離が 2 メートル以上離れていた • 各席がパーテーションで区切られていた • 黙食をしていた	疑い者とみなす。ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃 厚接触疑い者から外してよい • お互いの距離が 2 メートル以上離れていた • 各席がパーテーションで区切られていた • 黙食をしていた	触疑い者に関する WE リーグ基準」に 該当する行為は過 去の感染実績に照 らしてもリスクが高 い と考えるため、継続 して濃厚接触者と 同等として扱う ● 濃厚接触疑い者と なった場合は自主 隔離しエントリー対 象外となる規約も 継続運用とする ● 一方、改定通達に 準拠し「暫定的な 濃厚接触疑い者に 関する WE リーグ 基準」の細則を左 記のとおり見直す

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
2	21.陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合 感染拡大等による保健所業務のひっ迫に伴い、令和 3 年 6 月 4 日付「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の(1)～(3)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う (1) 15.「暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う (2) 別紙「保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表」に記された厚生労働省の基準に該当する者は 14 日間自主隔離のうえ健康観察を実施する (3) (1)に該当するが(2)に当てはまらない者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする ① 隔離期間中の自主検査 ・ 1 日目から 7 日目まで毎日抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）を実施する ・ 3 日目と 7 日目は PCR 検査を行う ② 隔離期間中のトレーニング ・ 1 日目～2 日目はフェーズ 1（在宅での個人トレーニング）とする ・ 3 日目の PCR 検査で陰性の場合、フェーズ 2（在宅外の個人トレーニング）とする ・ 7 日目の PCR 検査で陰性の場合、8 日目からフェーズ 4-②（チームトレーニング）を可とする	21.陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合 感染拡大等による保健所業務のひっ迫に伴い、令和 3 年 6 月 4 日付「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」ならびに<u>令和 4 年 3 月 16 日付「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」</u>に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の(1)～(2)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う (1) 15.「暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う (2) <u>該当者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする</u> ① 解除の条件 ・ <u>自主隔離期間中に無症状の場合は、5 日目の PCR 検査もしくは抗原定量検査（いずれも検体採取日が 5 日目）で陰性結果、もしくは 4 日目・5 日目の 2 回の抗原定性検査（鼻腔ぬぐい、以下同）の陰性結果をもって 5 日目から隔離を解除する</u> ・ <u>自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う</u> ・ <u>検査は自主検査する</u> ・ <u>抗原定性検査を用いる場合、厚生労働省による薬事承認を得た検査キットを使用する</u> ・ <u>事情により検査を実施できない場合、7 日目まで無症状の場合は 8 日目より解除可とする</u>	● 同上

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント																																																															
	③ 解除の条件 - 自主隔離期間に無症状の場合は、7 日目の PCR 検査の陰性結果をもって 8 日目から隔離を解除する - 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う (3)に該当する場合の対応イメージ <table><tr><th>自主隔離期間中の対応</th><th>1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>4日目</th><th>5日目</th><th>6日目</th><th>7日目</th><th>8～14日目</th></tr><tr><td>隔離</td><td colspan="7">隔離</td><td>復帰</td></tr><tr><td>健康観察</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td></tr><tr><td>検査・自主抗原定性</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>実施</td><td>—</td></tr><tr><td>検査・自主PCR</td><td>—</td><td>—</td><td>実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>実施</td><td>—</td></tr><tr><td>トレーニング</td><td colspan="2">フェーズ1</td><td colspan="5">フェーズ2</td><td>フェーズ4-②</td></tr><tr><td>試合エントリー</td><td colspan="7">不可</td><td>可能</td></tr></table> 対応フロー	自主隔離期間中の対応	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8～14日目	隔離	隔離							復帰	健康観察	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	検査・自主抗原定性	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—	検査・自主PCR	—	—	実施	—	—	—	実施	—	トレーニング	フェーズ1		フェーズ2					フェーズ4-②	試合エントリー	不可							可能	② 隔離期間中の自主検査 - 抗原定性検査を用いる場合、4～7 日目に実施 - PCR 検査を用いる場合は、5 日目に実施（検体採取）し、その後 6 日目と 7 日目は抗原定性検査を行う 5 日目に隔離解除したあとも 6 日目と 7 日目は検査を行う - 自主的な検査増は可とする ③ 隔離期間中のトレーニング（関連：プロトコル 3「8 つの活動段階」） - フェーズ 2（在宅外の個人トレーニング）とする	
自主隔離期間中の対応	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8～14日目																																																										
隔離	隔離							復帰																																																										
健康観察	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施																																																										
検査・自主抗原定性	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	—																																																										
検査・自主PCR	—	—	実施	—	—	—	実施	—																																																										
トレーニング	フェーズ1		フェーズ2					フェーズ4-②																																																										
試合エントリー	不可							可能																																																										

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント																																																																																												
	(参考) 保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>基準</th><th>72時間以降、 48時間以前</th><th>48時間以降、 隔離まで</th></tr><tr><td rowspan="2">会話</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者</td><td>厚</td><td>—</td><td>7~14日間</td></tr><tr><td>2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者</td><td>WE</td><td colspan="2">7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">移動</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者</td><td>厚</td><td>—</td><td>7~14日間</td></tr><tr><td>2m以内、マスク無し、15分以上、パーティー等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者</td><td>WE</td><td colspan="2">7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">会食</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者</td><td>厚</td><td>—</td><td>7~14日間</td></tr><tr><td>5日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた</td><td>WE</td><td colspan="2">※5日前以降、隔離までを対象とする 7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">マッサージ</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者</td><td>厚</td><td>—</td><td>7~14日間</td></tr><tr><td>距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者</td><td>WE</td><td colspan="2">7日間</td></tr><tr><td>その他</td><td>距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者（例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）</td><td>WE</td><td colspan="2">7日間</td></tr></table>	項 目		基準	72時間以降、 48時間以前	48時間以降、 隔離まで	会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	7~14日間	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	WE	7日間		移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	7~14日間	2m以内、マスク無し、15分以上、 パーティー等で座席間が区切られていない状況で 、同じ車に同乗した者	WE	7日間		会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	7~14日間	5日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた	WE	※5日前以降、隔離までを対象とする 7日間		マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	—	7~14日間	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・ 施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずに マッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない 場所 でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	7日間		その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者（例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）	WE	7日間		(参考) 保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>基準</th><th>72時間以降、 48時間以前</th><th>48時間以降、 隔離迄</th></tr><tr><td rowspan="2">会話</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者</td><td>厚</td><td>—</td><td>4~14日間</td></tr><tr><td>2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者</td><td>WE</td><td colspan="2">4~7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">移動</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者</td><td>厚</td><td>—</td><td>4~14日間</td></tr><tr><td>2m以内、マスク無し、15分以上、パーティー等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者</td><td>WE</td><td colspan="2">4~7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">会食</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者</td><td>厚</td><td>—</td><td>4~14日間</td></tr><tr><td>3日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた</td><td>WE</td><td colspan="2">4~7日間</td></tr><tr><td rowspan="2">マッサージ</td><td>1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者</td><td>厚</td><td>—</td><td>4~14日間</td></tr><tr><td>距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者</td><td>WE</td><td colspan="2">4~7日間</td></tr><tr><td>その他</td><td>距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者 (例えば、通訳とその担当選手・寮で同室)</td><td>WE</td><td colspan="2">4~7日間</td></tr></table>	項目		基準	72時間以降、 48時間以前	48時間以降、 隔離迄	会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	4~14日間	2m以内、マスク無し、 24時間以内累積15分以上 の会話があった者	WE	4~7日間		移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	4~14日間	2m以内、マスク無し、15分以上、 パーティー等で座席間が区切られていない状況で 、同じ車に同乗した者	WE	4~7日間		会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	4~14日間	3日前 以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた	WE	4~7日間		マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	—	4~14日間	距離・時間を問わず 以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・ 施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずに マッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない 場所 でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	4~7日間		その他	距離・時間を問わず 陽性者と日常的に接触している者 (例えば、通訳とその担当選手・寮で同室)	WE	4~7日間		
項 目		基準	72時間以降、 48時間以前	48時間以降、 隔離まで																																																																																											
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	7~14日間																																																																																											
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	WE	7日間																																																																																												
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	7~14日間																																																																																											
	2m以内、マスク無し、15分以上、 パーティー等で座席間が区切られていない状況で 、同じ車に同乗した者	WE	7日間																																																																																												
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	7~14日間																																																																																											
	5日前以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた	WE	※5日前以降、隔離までを対象とする 7日間																																																																																												
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	—	7~14日間																																																																																											
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・ 施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずに マッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない 場所 でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	7日間																																																																																												
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者（例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）	WE	7日間																																																																																												
項目		基準	72時間以降、 48時間以前	48時間以降、 隔離迄																																																																																											
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	—	4~14日間																																																																																											
	2m以内、マスク無し、 24時間以内累積15分以上 の会話があった者	WE	4~7日間																																																																																												
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	—	4~14日間																																																																																											
	2m以内、マスク無し、15分以上、 パーティー等で座席間が区切られていない状況で 、同じ車に同乗した者	WE	4~7日間																																																																																												
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	—	4~14日間																																																																																											
	3日前 以降に、複数人と会食を共にした者 ただし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 ・お互いの距離が2メートル以上離れていた ・各席がパーティー等で区切られていた ・黙食をしていた	WE	4~7日間																																																																																												
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	—	4~14日間																																																																																											
	距離・時間を問わず 以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・ 施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずに マッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない 場所 でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	4~7日間																																																																																												
その他	距離・時間を問わず 陽性者と日常的に接触している者 (例えば、通訳とその担当選手・寮で同室)	WE	4~7日間																																																																																												
	厚：厚生労働省が定める濃厚接触者基準 WE：暫定的な濃厚接触疑い基準 2022 年 1 月 31 日改定（濃厚接触者の隔離期間を政府方針に準拠し 10~14 日間→7~14 日間へ見直し）																																																																																														

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
3	11. サッカーへの影響 (1) 感染者 - 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね 7～14 日間を要する（参考：厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうしたら元の生活に戻れますか。」） - WE リーグ公式試合への復帰基準については、「20. 陽性判定からの復帰」を参照 (2) 濃厚接触者（参考：厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」） - 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、7 日から 14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない - チームの中に多くの濃厚接触者が出ると、クラブの活動全体が約 14 日間停止する場合がある - WE リーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる (3) クラスター - クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある - この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が 2～3 週間程度停止することがある - クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる - WE リーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる	11. サッカーへの影響 (1) 感染者 - 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね 7～14 日間を要する（参考：厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうしたら元の生活に戻れますか。」） - WE リーグ公式試合への復帰基準については、「20. 陽性判定からの復帰」参照 (2) 濃厚接触者（参考：厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」） - 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、<u>4 日から 14 日間</u>の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない - チームの中に多くの濃厚接触者が出ると、クラブの活動全体が<u>一定期間</u>停止する場合がある - WE リーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる (3) クラスター - クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある - この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が一定期間停止することがある - クラスター認定を受けた場合は、感染拡大を防ぐために積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる - WE リーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる	● 上記に伴う関連条文の改定

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
		参考 厚労省通達 こちら	
4	18.陽性判定時のアクション（例） (1) 初動 - 感染者を隔離する（感染拡大防止） - 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する - クラブ内で情報共有（チームドクターを含む） - 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認 - 保健所へ届け出（担当医から） ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する - WE リーグへ報告 (2) 感染者の治療：保健所の指示に従う - 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ病院の紹介など全面的に協力する (3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する - 濃厚接触者は保健所の指示に従い 10～14 日間自主隔離する。検査を受けることもある (4) 施設の消毒：保健所の指示に従う	18.陽性判定時のアクション（例） (1) 初動 - 感染者を隔離する（感染拡大防止） - 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する - クラブ内で情報共有（チームドクターを含む） - 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認 - 保健所へ届け出（担当医から） ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する - WE リーグへ報告 (2) 感染者の治療：保健所の指示に従う - 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ病院の紹介など全面的に協力する (3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する - 濃厚接触者は保健所の指示に従い 4～14 日間自主隔離する。検査を受けることもある (4) 施設の消毒：保健所の指示に従う	上記に伴う関連条文の改定

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント																
	(5) スクリーニング検査 - クラブ内に感染が広がっていないかを確認する検査で、実施が推奨される - 実施にかかる費用はクラブ負担とする ✓ 自主スクリーニング検査を実施した場合も、保健所による濃厚接触者の特定への協力を行うこと。保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合は、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと (6) WE リーグの役割 - クラブの対応を支援 - 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア - メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など） (7) 公式試合実施に向けた調整 (8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡 (9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける	(5) スクリーニング検査 - クラブ内に感染が広がっていないかを確認する検査で、実施が推奨される - 実施にかかる費用はクラブ負担とする - 自主スクリーニング検査を実施した場合も、保健所による濃厚接触者の特定への協力を行うこと。保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合は、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと (6) WE リーグの役割 - クラブの対応を支援 - 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア - メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など） (7) 公式試合実施に向けた調整 (8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡 (9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける																	
5	19. 疑い症状などへの対応 (1) 試合直前事案 ※ クラブは別途定める「ビジターチームの対応フロー」も参考に対策に努める。 <table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>○ 遠征先のホテルで発熱した</td><td>1) 安全のため本人をチームから隔離する</td></tr><tr><td>○ 家族・同居人が陽性になった</td><td>2) 本人を検査することを、検討する</td></tr><tr><td>○ 家族・同居人が濃厚接</td><td>3) WE リーグに連絡し、行動記</td></tr></table>	事例	対応	○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する	○ 家族・同居人が陽性になった	2) 本人を検査することを、検討する	○ 家族・同居人が濃厚接	3) WE リーグに連絡し、行動記	19. 疑い症状などへの対応 (1) 試合直前事案 ※ クラブは別途定める「ビジターチームの対応フロー」も参考に対策に努める。 <table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>○ 遠征先のホテルで発熱した</td><td>1) 安全のため本人をチームから隔離する</td></tr><tr><td></td><td>2) 本人を検査することを、検討する</td></tr><tr><td></td><td>3) 本人と濃厚接触疑い者を</td></tr></table>	事例	対応	○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する		2) 本人を検査することを、検討する		3) 本人と濃厚接触疑い者を	● 最新の実態に即し整理
事例	対応																		
○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する																		
○ 家族・同居人が陽性になった	2) 本人を検査することを、検討する																		
○ 家族・同居人が濃厚接	3) WE リーグに連絡し、行動記																		
事例	対応																		
○ 遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する																		
	2) 本人を検査することを、検討する																		
	3) 本人と濃厚接触疑い者を																		

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版		5/11 改定		改定ポイント																				
	触者になった ○ 数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった	録に基づいて、濃厚接触疑い者を指定する 4) 本人と濃厚接触疑い者を除いて試合を実施する	○ <u>家族・同居人が陽性になった</u> ○ <u>数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった</u> ○ <u>家族・同居人が濃厚接触者になった</u>	除いて試合を実施する <u>1)近親者や知人との関係へ</u>																					
(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案			(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案																						
	<table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施</td><td></td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける</td><td>検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい</td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された</td><td>発症日から数えて 7 日間、自主隔離する 医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など</td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された</td><td>重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後）</td></tr></table>	事例	対応	選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施		選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい	選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	発症日から数えて 7 日間、自主隔離する 医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など	選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後）	<table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施</td><td><u>陽性判定の場合、速やかにチームから隔離し医療機関を受診する</u></td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける</td><td>検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい</td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された</td><td><u>医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、症状解消を確認して復帰</u></td></tr><tr><td>選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された</td><td>重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 保健所の指導に従う</td></tr></table>				事例	対応	選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	<u>陽性判定の場合、速やかにチームから隔離し医療機関を受診する</u>	選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい	選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	<u>医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、症状解消を確認して復帰</u>	選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 保健所の指導に従う
事例	対応																								
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施																									
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい																								
選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	発症日から数えて 7 日間、自主隔離する 医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、待機期間を短縮してよい → 症状解消を確認して復帰など																								
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後）																								
事例	対応																								
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	<u>陽性判定の場合、速やかにチームから隔離し医療機関を受診する</u>																								
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 陰性の場合、活動継続でよい																								
選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	<u>医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、症状解消を確認して復帰</u>																								
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 保健所の指導に従う																								

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版		5/11 改定	改定ポイント														
		保健所の指導に従う																
	(3) 近親者や知人との関係		(3) 近親者や知人との関係															
		<table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>家族・同居人が陽性になった</td><td>自主隔離し、保健所の指導に従う</td></tr><tr><td>数日前に会食した人が陽性になった 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった</td><td>1) 自主隔離し、保健所の指導に従う 2) 濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい</td></tr><tr><td>家族・同居人が濃厚接触者に指定された 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため</td><td>1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する</td></tr><tr><td>家族・同居人の体調不良が判明した</td><td>1) 新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレー</td></tr></table>	事例	対応	家族・同居人が陽性になった	自主隔離し、保健所の指導に従う	数日前に会食した人が陽性になった 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う 2) 濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい	家族・同居人が濃厚接触者に指定された 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する	家族・同居人の体調不良が判明した	1) 新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレー	<table><tr><th>事例</th><th>対応</th></tr><tr><td>○ 家族・同居人が陽性になった ○ 数日前会食した人が陽性になった ○ 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった</td><td><u>1) 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準に沿って本人の行動履歴を確認する</u> <u>2) 濃厚接触疑いに該当する場合、自主隔離する</u> <u>3) 保健所の指導に従う</u> <u>4) 1) の基準に該当せず、症状がなければ活動継続とするが、保健所の指導が確定するまでの間はトレーニング、移動、試合を行う前に当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する</u> <u>5) 4)に伴い選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする</u></td></tr></table>		事例	対応	○ 家族・同居人が陽性になった ○ 数日前会食した人が陽性になった ○ 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	<u>1) 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準に沿って本人の行動履歴を確認する</u> <u>2) 濃厚接触疑いに該当する場合、自主隔離する</u> <u>3) 保健所の指導に従う</u> <u>4) 1) の基準に該当せず、症状がなければ活動継続とするが、保健所の指導が確定するまでの間はトレーニング、移動、試合を行う前に当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する</u> <u>5) 4)に伴い選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする</u>
事例	対応																	
家族・同居人が陽性になった	自主隔離し、保健所の指導に従う																	
数日前に会食した人が陽性になった 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1) 自主隔離し、保健所の指導に従う 2) 濃厚接触者に指定されず、また症状がなければ、活動継続でよい																	
家族・同居人が濃厚接触者に指定された 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する																	
家族・同居人の体調不良が判明した	1) 新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレー																	
事例	対応																	
○ 家族・同居人が陽性になった ○ 数日前会食した人が陽性になった ○ 仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	<u>1) 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準に沿って本人の行動履歴を確認する</u> <u>2) 濃厚接触疑いに該当する場合、自主隔離する</u> <u>3) 保健所の指導に従う</u> <u>4) 1) の基準に該当せず、症状がなければ活動継続とするが、保健所の指導が確定するまでの間はトレーニング、移動、試合を行う前に当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する</u> <u>5) 4)に伴い選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする</u>																	

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
	ニング、移動、試合を行う場合は、当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 3) 抗原定性検査で陰性の場合にはトレーニングや試合出場は継続可能とする 4) 抗原定性検査のタイミングの目安 ・トレーニング：トレーニング前後（2 回） ・試合への移動日：移動前 ・試合日：キックオフ 3 時間前と試合終了 5) 選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする ・トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・遠征時の食事はチームとは別にする ・遠征時の部屋は 1 人部屋とする ・希望があった場合は、同居人	・ <u>トレーニング時のクラブハウスの利用は控える</u> ・ <u>遠征時の食事はチームとは別にする</u> ・ <u>遠征時の部屋は 1 人部屋とする</u> ○ 家族・同居人が濃厚接触者に指定された ○ 配偶者〔子供〕が検査を受ける。同僚〔同級生〕が陽性になったため 家族・同居人の体調不良が判明した	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する 1) 家族・同居人の新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレーニング、移動、試合を行う場合は、当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 3) 抗原定性検査で陰性の場合にはトレーニングや試合出場は継続可能とする

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版		5/11 改定		改定ポイント
		に対しても抗原定性検査の機会を提供することを推奨する		4) 抗原定性検査のタイミングの目安 ・ トレーニング：トレーニング前後（2 回） ・ 試合への移動日：移動前 ・ 試合日：キックオフ 3 時間前と試合終了（※オンサイト検査実施の場合は除く） 5) 選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする ・ トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・ 遠征時の食事はチームとは別に ・ 遠征時の部屋は 1 人部屋とする ・ 希望があった場合は、同居人に対しても抗原定性検査の機会を提供することを推奨する	
	家族・同居人が体調不良で PCR 検査を受検した	1) 検査結果が判明するまで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2) 陰性の場合、活動継続でよい			
	家族・同居人が体調不良で医師から PCR 検査不要と診断された	1) 診断までは上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 活動継続でよい			
	無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	1) 活動継続でよい			
	入国後、政府が求める待機措置を済ませていない訪日者との面会・同居	1) 面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 2) 入国後、政府が求める待機措置期間内は同居を避ける			
			家族・同居人が有症状で検査を受検した	1) 検査結果が判明するまで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の	

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定		改定ポイント
			対応とする 2) 陰性の場合、活動継続でよい	
		家族・同居人が体調不良で医師から PCR 検査不要と診断された	1) <u>診断まで</u> 上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1)～5)の対応とする 2) <u>陰性の場合</u> 、活動継続でよい	
		無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	活動継続でよい	
		入国後、政府が求める待機措置を済ませていない訪日者との面会・同居	面会時にマスクをしていれば自主隔離は不要 入国後、政府が求める待機措置期間内は同居を避ける	

2、クラブ関係者等の陽性者の開示基準の見直し

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
6	プロトコル 2 情報開示 VIII. 情報発信の基準。発信例 24.情報発信の基準 (1) WEリーグは、各回の WEリーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです - 検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他 - 陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数） (2) WE リーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス	プロトコル 2 情報開示 VIII. 情報発信の基準。発信例 24.情報発信の基準 (1) WEリーグは、各回の WEリーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです - 検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他 - 陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数） (2) WE リーグ/クラブ等は、関係者が定期検査を含む新型コロナウイルス	● <u>厚労省の通達</u>により、オミクロン株流行時には保健所は事業所に対し濃厚接触者の指定をしなくともよいとする方針改定がなされた ● もともと病歴という極めて個人的な情

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント																								
	感染症の検査で陽性になった場合、その事実を速やかに発表します。ただし、WE リーグがエントリー予定者に対して行うオンサイト検査については、26.「WE リーグが指定するオンサイト検査に関する公表基準」に記載のとおり、試合後に医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が診断された場合や、オンサイト検査の直後に行う PCR 検査の結果が陽性判定であった場合に限り、その事実を速やかに公表します ・ プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。 ・ 発表する範囲は、原則として公式検査の対象となる関係者です。詳細は次項をご参照ください。発表時のひな型は、別に示します (3) WE リーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します (4) WE リーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります	感染症の検査で陽性になった場合、<u>発表する範囲は、原則として WE リーグ規約[届出義務] 第 36 条①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。</u> ・ プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません。 ・ <u>2022 年 3 月 16 日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。</u> (3) WE リーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します (4) WE リーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります	報を公表する基準は、保健所による疫学調査への協力が主旨であったが、保健所の疫学調査自体が限定的になったことに伴い、事業所（WE リーグ関係ではクラブやリーグの役職員）の陽性発生時の公表範囲を見直した																								
7	25.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法 <table><tr><th></th><th>対象者</th><th>発表</th></tr><tr><td>1</td><td>トップチームの選手</td><td> ・ 所属クラブが発表する </td></tr><tr><td>2</td><td>アカデミー、男子、スクールの選手</td><td> ・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する </td></tr><tr><td>3</td><td>クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ</td><td> ・ 所属クラブが発表する </td></tr><tr><td>4</td><td>WEリーグ担当審判員</td><td> ・ JFAが発表する </td></tr></table>		対象者	発表	1	トップチームの選手	・ 所属クラブが発表する	2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する	3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	・ 所属クラブが発表する	4	WEリーグ担当審判員	・ JFAが発表する	25.関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法 <table><tr><th></th><th>対象者</th><th>発表</th></tr><tr><td>1</td><td><u>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、WEリーグ第36条①と③に定める対象者</u></td><td> ・ 所属クラブが発表する ・ ドクターは除く </td></tr><tr><td>2</td><td>アカデミー、男子、スクールの選手</td><td> ・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等 </td></tr></table>		対象者	発表	1	<u>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、WEリーグ第36条①と③に定める対象者</u>	・ 所属クラブが発表する ・ ドクターは除く	2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等	● 不特定多数への公表基準は見直すが、2 次感染を防ぐために必要な関係先への注意喚起や情報提供は継続する ● 選手・チーム関係者は開催可否に直接的に影響することから当面の
	対象者	発表																									
1	トップチームの選手	・ 所属クラブが発表する																									
2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する																									
3	クラブの役職員、コーチングスタッフ、契約スタッフ	・ 所属クラブが発表する																									
4	WEリーグ担当審判員	・ JFAが発表する																									
	対象者	発表																									
1	<u>トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスレティックトレーナー、マッサー等、WEリーグ第36条①と③に定める対象者</u>	・ 所属クラブが発表する ・ ドクターは除く																									
2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等																									

No	現行版			5/11 改定			改定ポイント
	5	WEリーグの役職員	・ WEリーグが発表する			を、慎重に考慮する	間、引き続き公表 対象とする
	6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体の スタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当 人の所属先が十分調整し たうえで決定する。その際、 当人の業務範囲、影響範 囲を考慮する	3	<u>その他のクラブ関係者 （上記 1 以外の、クラブ役 職員、アカデミーコーチ等）</u>	・ <u>発表の有無は、所属クラブ が決定する</u> ・ <u>ただし、以下の場合は公表 を原則とする</u> <u>① クラスター認定がなされ た場合</u> <u>② 自治体や保健所、社 外の関係先等から個別に 公表協力があった場合</u> <u>③ 不特定多数の者が2 次感染となりえる状況で罹 患した場合</u> <u>④ 罹患に伴い事業所を 営業停止する場合</u> <u>⑤ その他、客観的に必要 と判断できる場合</u>	
	7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体の スタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当 人の所属先が十分調整し たうえで決定する。その際、 当人の業務範囲、影響範 囲を考慮する				
	8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するた めにクラブが、どの試合のど の座席で発生したか、発表 することがある ・ 発表に先だって、保健所と 十分に協議する				
	9	上記の当事者の家族・同 居人	・ 発表しない	4	WEリーグ担当審判員	・ JFAが発表する	
				5	WEリーグの役職員	<u>以下の場合は公表を原則とする</u> <u>① クラスター認定がなされた場 合</u> <u>② 自治体や保健所、社外の 関係先等から個別に公表協力 があった場合</u> <u>③ 不特定多数の者が2次感染 となりえる状況で罹患した場合</u>	

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定			改定ポイント
				<u>④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合</u> <u>⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合</u>	
		6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する	
		7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する	
		8	試合観戦者	- 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある - 発表に先だって、保健所と十分に協議する	
		9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない	

3、政府の基本的対処方針の改定に伴うイベント開催制限（プロトコル 3・7）

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント																																																													
8	プロトコル 3：WE クラブの活動段階と、公式検査 X.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 （令和 4 年 1 月 19 日付事務連絡） 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220119.pdf	プロトコル 3：WE クラブの活動段階と、公式検査 X.イベント開催制限の段階的緩和の目安 最新の政府方針 <u>（令和 4 年 3 月 17 日付事務連絡）</u> <u>基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u> https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220317.pdf	● 最新の政府方針を反映 ● まん延防止等重点措置区域の来場制限を安全計画策定のもとで収容定員まで可とする																																																													
	感染状況に応じたイベント開催制限等について 別紙 1 <table><tr><th colspan="2"></th><th>安全計画策定（注 1）</th><th>その他 （安全計画を策定しないイベント）</th></tr><tr><td rowspan="2">下記以外の 区域</td><td>人数上限（注 3）</td><td>収容定員まで</td><td>5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方</td></tr><tr><td>収容率（注 3）</td><td>100%（注 2）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr><tr><td rowspan="2">重点措置 地域</td><td>時短</td><td>原則要請なし（注 4）</td><td>原則要請なし（注 4）</td></tr><tr><td>人数上限（注 3）</td><td>20,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）</td><td>5,000 人</td></tr><tr><td rowspan="2">緊急事態 措置区域</td><td>収容率（注 3）</td><td>100%（注 2）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr><tr><td>時短</td><td>原則要請なし（注 4）</td><td>原則要請なし（注 4）</td></tr><tr><td rowspan="2">緊急事態 措置区域</td><td>人数上限（注 3）</td><td>10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）</td><td>5,000 人</td></tr><tr><td>収容率（注 3）</td><td>100%（注 2）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr></table> ※遊園地やテーマパーク等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。 （注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50% 超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超） （注 2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 （注 3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要） （注 4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能 （注 5）都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置区域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能			安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）	下記以外の 区域	人数上限（注 3）	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%	重点措置 地域	時短	原則要請なし（注 4）	原則要請なし（注 4）	人数上限（注 3）	20,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）	5,000 人	緊急事態 措置区域	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%	時短	原則要請なし（注 4）	原則要請なし（注 4）	緊急事態 措置区域	人数上限（注 3）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）	5,000 人	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%	感染状況に応じたイベント開催制限等について 別紙 1 <table><tr><th colspan="2"></th><th>安全計画策定（注 1）</th><th>その他 （安全計画を策定しないイベント）</th></tr><tr><td rowspan="2">下記以外の 区域</td><td>人数上限（注 2）</td><td>収容定員まで（注 3）</td><td>5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方</td></tr><tr><td>収容率（注 2）</td><td>100%（注 4）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr><tr><td rowspan="2">重点措置 地域</td><td>人数上限（注 2）</td><td>収容定員まで（注 3）</td><td>5,000 人</td></tr><tr><td>収容率（注 2）</td><td>100%（注 4）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr><tr><td rowspan="2">緊急事態 措置区域</td><td>時短</td><td>原則要請なし（注 5）</td><td>原則要請なし（注 5）</td></tr><tr><td>人数上限（注 2）</td><td>10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）（注 7）</td><td>5,000 人</td></tr><tr><td rowspan="2">緊急事態 措置区域</td><td>収容率（注 2）</td><td>100%（注 4）</td><td>大声なし：100% 大声あり：50%</td></tr></table> ※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能 （注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50% 超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超） （注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要） （注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。 （注 4）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提 （注 5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能 （注 6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする （注 7）都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能			安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）	下記以外の 区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%	重点措置 地域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%	緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）	人数上限（注 2）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）（注 7）	5,000 人	緊急事態 措置区域	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%	
		安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）																																																													
下記以外の 区域	人数上限（注 3）	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方																																																													
	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注 4）	原則要請なし（注 4）																																																													
	人数上限（注 3）	20,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）	5,000 人																																																													
緊急事態 措置区域	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
	時短	原則要請なし（注 4）	原則要請なし（注 4）																																																													
緊急事態 措置区域	人数上限（注 3）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 5）	5,000 人																																																													
	収容率（注 3）	100%（注 2）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
		安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）																																																													
下記以外の 区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人又は収容定員 50% のいずれ か大きい方																																																													
	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
重点措置 地域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人																																																													
	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）																																																													
	人数上限（注 2）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）（注 7）	5,000 人																																																													
緊急事態 措置区域	収容率（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%																																																													
		注意：WE リーグは「大声あり」の区分に該当する。現在、声を出しての応援行為は WE リーグ全体で禁止している。 2022 年 1 月 19 日政府方針の改定（ワクチン・検査パッケージの一時停止、来場上限を上回る人数を対象とした検査の実施）	注意：WE リーグは「大声あり」の区分に該当されるが、感染対策を徹底することを条件とした安全計画の策定のもとで「大声なし」のカテゴリーで運営可能となる。声を出しての応援行為は WE リーグ全体で禁止している。																																																													

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
9	28. WE リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策 入場者数の制限については、令和 4 年 1 月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方 ① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、WE リーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限 10,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする ② まん延防止等重点措置区域では、安全計画策定のもと、WE リーグスタジアム基準に定める入場可能数を上限 20,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする ③ ただし、①②について、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある ④ その他の都道府県では、安全計画策定のもと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人または収容定員 50%のいずれか大きい方）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする ⑤ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする） ⑥ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびに WE リーグへ連絡すること	28. WE リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策 入場者数の制限については、令和 4 年 1 月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする (1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方 ① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、WE リーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限 10,000 人とする <u>(削除)</u> ② ただし、<u>①について</u>、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある ③ その他の都道府県では、安全計画作成もと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人または収容定員 50%のいずれか大きい方）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする ④ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする） ⑤ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびに WE リーグへ連絡すること	● 同上

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
	⑦ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびに WE リーグへ報告すること ⑧ 本ガイドラインは、令和 4 年 1 月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に準拠する ※ 入場可能数：WE リーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数 ※ 芝生席や立ち見席は、安全性等について WE リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	⑥ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびに WE リーグへ報告すること ⑦ 本ガイドラインは、令和 4 年 3 月 17 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」ならびに同日発行の関連通知に準拠する ※ 入場可能数：WE リーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数 ※ 芝生席や立ち見席は、安全性等について WE リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。	
10	プロトコル 7（有観客での試合開催） XXX. チケットینگ レベル 2 政府方針に則り 2021-22 Yogibo WE リーグ第 12 節以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 入場者数の制限については、令和 4 年 1 月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする 1. 緊急事態宣言区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限 10,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 2. まん延防止等重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限 20,000 人とする。安全計画を策定しない	プロトコル 7（有観客での試合開催） XXX. チケットینگ レベル 2 政府方針に則り 2022 シーズン以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 入場者数の制限については、令和 4 年 1 月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする 1. 緊急事態宣言区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限 10,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 2. まん延防止等重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限は入場可能数の 100%までとする。安全	● 同上

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
	い場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 3. ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は前項 1 や 2 を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする 4. 席割はクラブにて決定する 5. ビジター席は原則、設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）。 6. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される	計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 3. ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は前項 1 や 2 を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする 4. 席割はクラブにて決定する 5. ビジター席は原則、設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）。 6. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される	

4. 選手入場時の集合写真の形式の一部見直し（プロトコル 7）

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
11	XXXV.チーム、審判員、及び競技 12.選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する (2) 入場前は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズ、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等を実施する場合 - 入場動線を選手と別にするなど密を避ける工夫をすること - 陰性確認した者が望ましい（72 時間以内の PCR 検査が当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定） - 陰性確認ができない場合はピッチ上で選手と社会的距離（最低 1m）を取ること (4) ピッチ上で演出の都合でセレモニーの出演者がマスクを外す場合は陰	XXXV.チーム、審判員、及び競技 12.選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ (1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する (2) 入場前は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する (3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズ、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等を実施する場合 - 入場動線を選手と別にするなど密を避ける工夫をすること - 陰性確認した者が望ましい（72 時間以内の PCR 検査が当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定） - 陰性確認ができない場合はピッチ上で選手と社会的距離（最低 1m）を取ること (4) ピッチ上で演出の都合でセレモニーの出演者がマスクを外す場合は	- 要所となる感染対策は継続しつつも、少しずつ通常開催に向けて見直していく中、声を出さない状況であれば通常のレイアウトでの撮影のリスクは高いとの判断から一部形式を見直した - 但し、集まった状態で「声を出す」行為は引き続きリスクの高い

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

No	現行版	5/11 改定	改定ポイント
	性確認ができていることが望ましい (5) ピッチ上で握手セレモニーは行わない (6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。	陰性確認ができていることが望ましい (5) ピッチ上で握手セレモニーは行わない (6) チームの集合写真撮影は認められる。 <u>但し、掛け声は禁止とする。</u>	行動としてプロトコル 1 に明記

WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 改定内容一覧【2022 年 5 月 11 日】

プロトコル 7（制限付きの試合開催）

【表の見方】

- 赤字は、従来の「厳戒体制」と比較した改定点

XXXIII. メディア及び中継制作・伝送

No	レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域	改定ポイント
12	6. 試合終了後の対応について (1) 監督および選手の取材は、原則として対面形式の記者会見（Web 会議システムを使用したオンライン配信あり）にて行う。ただし、感染状況やメディアの数、スタジアムや諸室の構造等を考慮して WEB 方式のみの実施も可とする。 (2) 対面で実施する場合は、下記の条件を満たす取材環境を整備する ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② 聞き手・話し手とも原則全員マスクを着用する ③ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1m、できる限り 2 m 空ける ④ ただし聞き手との距離が 1m 以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内）で実施する場合に限り、話し手は発話時にマスクを外すことができる ⑤ マイクを設置する場合は消毒する。 ⑥ マイクを回す場合は他の者が使用する際に持ち手を消毒するとなおよい。 (3) 1m 未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所によって濃厚接触とみなされるリスクがある	6. 試合終了後の対応について (1) 監督および選手の取材は、原則として対面形式の記者会見（Web 会議システムを使用したオンライン配信あり）にて行う。ただし、感染状況やメディアの数、スタジアムや諸室の構造等を考慮して WEB 方式のみの実施も可とする。 (2) 対面で実施する場合は、下記の条件を満たす取材環境を整備する ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② 聞き手・話し手とも原則全員マスクを着用する ③ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1m、できる限り 2 m 空ける ④ ただし聞き手との距離が 1m 以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内）で実施する場合に限り、話し手は発話時にマスクを外すことができる ⑤ マイクを設置する場合は消毒する。 ⑥ マイクを回す場合は他の者が使用する際に持ち手を消毒するとなおよい。 (3) 1m 未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所によって濃厚接触とみなされるリスクがある	● 前提として、通常の運営に戻す努力をしていく方針のもと、感染状況が落ち着いている状況下では、試合終了後の監督および選手の取材対応の運用を行っていく